

★このニュースレターはみなさまに「せのお事務所」のことを身近に感じていただきたいと願い発行しています。

法務ページ 2025.2 Vol.202

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所

今年の節分は2月2日。
方角は西南西です。

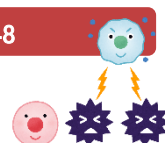


(発行・差出人)
せのお社会保険労務士・行政書士事務所
代表 妹尾 悟
(返還先)
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214
●HPは「せのじむ」で検索してね♪



徒然なるままに Vol.148

「はたらく細胞」



こんにちは。社労士の妹尾です。

先日久しぶりに子どもたちと映画館へ行き、今、アニメ等で子どもたちに親しまれている「はたらく細胞」です。

「はたらく細胞」は、体内の細胞を擬人化し、細胞の役割を楽しみながら学ぶことができる内容です。全編コメディタッチかと思いきや、意外とシリアスな場面もあり、相変わらず涙腺の弱い私は、ウルウルしてしまいました。

劇中、健康状態による体内環境の違いを表現する場面があり、タバコやお酒を飲むヒトの体内環境の細胞は、休む暇なくカツカツで働いていました。あたかも労働環境と同じで、労働者(細胞)がその実力を発揮しようとしても、発揮できません。細胞たちにカツカツで労働させていないか、自分の体内環境を振り返りながら今日もお酒を飲む私です。(。>_<)

(妹尾 悟)

二月初詣もありかも



こんにちは、スタッフの筒井です。

今年の一月もあっという間に終わり二月に突入。一月中に初詣に行かれた方が多いと思いますが、まだ行かれていない方、二月でも全然間に合うので焦らないで、お参りされたら良いと思います。

そもそも、「初詣」とは年が明けて初めて神社・寺院を参拝することを指すので、いつでも良いということになります(笑)と言っても、松の内の期間にお参りするのが一般的で、関東地方は7日まで、関西地方は15日までのようです。

さらに、立春までの間に参拝すれば良いという考え方もありますし、2月15日の旧小正月までを参拝期間とする寺社もあるそうです。混雑を避けたい人は、こういった時期に行くのも良いようです。
(筒井 浩美)

知っ得！ 人事労務トピックス

●2025年以降に予定されている法改正

今春予定されている労働関係の法改正について、重要と思われるものを、独断と偏見でピックアップしてお伝えします。

施行月	項目
2025.3	65歳までの継続雇用の経過措置終了
2025.4	育児休業給付延長時の審査厳格化
2025.4	自己都合退職者の給付制限期間を原則2ヶ月から1ヶ月に短縮
2026.4	健康保険料と合わせた形で子ども・子育て支援金の徴収の開始
2028.10	雇用保険被保険者の加入要件を週20時間以上から週10時間以上に引き下げ

恵方巻



こんにちは、スタッフの川合です。

昨年の11月に給与計算実務能力検定2級を受験していました。あまり自信がなく、皆様に受験した報告をしていませんでした…。

先日、合格発表があり、無事に合格していました。次は給与計算実務能力検定1級の取得を目指して頑張ります！ また合格しましたらこの場をお借りして合格発表させていただきます。

今年の節分の日は2月2日(日)です。

恵方巻の具材は、七福神にちなんで7種類の具材が入っていることが多いみたいですが、私の息子は、大の納豆巻き好きで口を開けば「なっとうまき！ たべる！」なので今年の恵方巻は納豆巻きになりそうな川合家です。

(川合千愛輝)